



C O N T E N T S

国際被害者学シンポジウム開会式挨拶より 顧問 諸澤英道 02	基本計画の見直しを巡って 弁護士 高橋 正人..... 07
国際被害者学シンポジウムに参加して 岡崎后生 04	活動報告、幹事会、各地集会、弁護団会議報告 08~11
公訴時効の廃止について 弁護士 河野 敬 04	会員の声/ボランティアの声 お知らせ 12,13
公訴時効廃止の要望書..... 05	報道おぼえがき(平成21年5月~平成21年10月)..... 14,15

被害者参加制度施行1年、参加反対論はどうなったか 代表幹事 岡村 勲

被害者参加制度が実施されて11か月、500件以上の参加があったと思われる。

日弁連会長、進歩的と称する学者、被害者と司法を考える会(犯罪被害者は2,3人しかおらず、大部分は学者などで構成されているが、何故か被害者団体と呼ばれる奇妙な団体)などは、被害者の参加は「法廷が復讐の場になる」「被告人が萎縮する」「法廷が混乱する」「訴訟が遅くなる」「刑が重くなる」、果ては「被害者の負担を重くする」といって猛反対した。

ところが制度が始まってみると、何の問題も起こっていない。参加経験者はみなこの制度に感謝し、マスコミも好意的に報道している。

犯罪には、加害者と被害者がいる。そのどちらを助けるかと問えば、国民は即座に「被害者だ」と答える。ところがヒラメのように右目を失って左目しか見えない日弁連と「進歩的学者」は、加害者のことばかりで被害者のことを考えない。

今年8月に行われた第13回 国際被害者学シンポジウムで、私は「日弁連は人の命を奪っただけでは承知せず、被害者の人権まで奪わなければ満足しない。日弁連は、加害者が可愛くて仕方がないのだ」と講演した。

鉄砲もナイフも持ち込めない参加人がどうやって復讐できるのか。加害者が被害者の前で小さくなるのも当たり前で、でかくなるようでは再犯の恐れ充分だ。参加人の前で嘘がつけなくなって真実を話した被告人はいたが、緊張のあまり口がきけなくなった被告人はいない。もしいたら緊張をほぐしてやるのが弁護人の役目だ。確かに参加によって刑は重くなって

たようだ。これは見逃されていた被害者の実態が、参加によって裁判所が知ることになったからで、刑が正常に戻ったのだ。被告人が法廷を混乱させた例はあるが、参加人が混乱させたことはひとつもない。参加による訴訟遅延も起こっていない。参加人の指摘を受けて捜査をやり直し、被告人の嘘がばれた例はあるが、これはノーマルなことで訴訟遅延ではない。参加は被害者の負担を重くするという見解も、自分たちの主張を正当化するもので腹が立つ。被害者は、どこにいても重い負担を背負っている。被告人の顔を見たくなくて傍聴に行かないのも負担、傍聴席で反論できずに坐っているのも負担。参加人席にいる方がよっぽど負担が少ない。被害者参加は強制ではないから、いやなら参加しなければ良いだけの話である。求刑通りの判決がでなくても、求刑したという達成感がある

聞くところによると、法廷の活動について「被害者がやるべきか、被害者参加弁護士がやるべきか」という議論が、弁護士や弁護士会でされているという。なかには「訴訟行為だから弁護士がやるべきだ」という弁護士もいるそうだが、とんでもない話だ。

そもそも参加制度は、被害者が必死に運動して作った制度である。被害者が苦しい中でこの運動を行ったのは、被害者自身がバーの中に入って、自分の口で、直接加害者に質問し、事件の真実を確かめ、被害者の名誉を守り、求刑もしたいという切実な思いからだ。弁護士に代行してもらいたいと思って作った制度ではない。ただ、裁判には専門的技術的な知識もいるし、専門家の援助を受ける必要があるということであつたのが、被害者参加弁護士である。(次頁に続く)

あくまで被害者を補佐するもので、被害者を差し置いて行為できる立場にないのに、被告人の弁護人と同じように、弁護士が主体になって訴訟を進行するものと勘違いしている弁護士がいて、参加人を傷付けている例がある。同じ国費で弁護士を付けるにしても、被疑者・被告人の場合は「選任」、被害者参加弁護士の場合は「選定」と分けている。被告人の弁護人には、被告人の意思に反しても行動する固有権があるが、参加人弁護士にはそれがなく、被害者から委託を受けた事項だけしかできないからである。参加人弁護士は、被害者が十分に活動できるよう、検察官と交渉し、捜査記録や証拠品を閲覧・謄写し、情報を集め、それを参加人に伝えて、アドバイスをする。いわば黒子だ。自分で述べられない被害者、性犯罪、暴力団犯罪の被害者の場合は、弁護士が質問せざるをえないだろうが、あくまでも被害者の意思に従わなければならない。

弁護士がどんなに努力しても所詮被害者の気持ちは分からない。正確に代弁することは不可能なのだ。

独身の男性が殺害され、被害者の姉と弟が参加した事件があった。

姉は唯ひとつだけ被告人に質問した。「私は弟の臨終に立ち会えませんでした。弟はなんと言って旅立ったのでしょうか。弟の最後の言葉を知りたいのです。教えてください」と。加害者は体を震わせながら答えた。「私が首を絞めていたから……喋ることはできなかったけど……声は出せませんでした。私への恨みを言っていたのではないかと思います。」法廷はシンとなった。

この質問を弁護士がしたらどうなるか。半分の効果も挙げないだろう。遺族が腹の底から声を絞り出して質問し、求刑してこそ、被告人にもその他の関係者にも強い影響を及ぼすのだ。

国際被害者学シンポジウム開会式挨拶より

学校法人 常盤大学理事長・顧問 諸澤 英道

去る8月23日から28日まで、水戸市の常盤大学で、第13回国際被害者学シンポジウムが開催されました。このシンポジウムは、事件・事故に巻き込まれた被害者や遺族の支援のあり方、問題点を考えるために、3年毎に世界各地で開催されているものです。今回は54の国と地域から専門家が集まり、被害者支援に取り組むタイのパチャラキティヤパー王女の講演が行われたほか、あすの会代表幹事・岡村勲も被害者を取り巻く状況を訴えました。また、シンポジウムに合わせて、被害者参加プログラム実行委員会による市民フォーラム、パネル展示、ワークショップも同時開催されました。

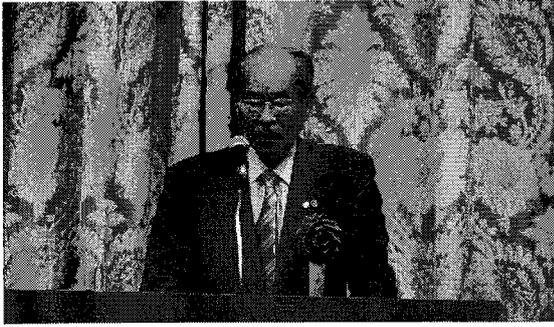
1982年第4回国際被害者学シンポジウムが東京と京都にて開催されて以来、27年ぶりのシンポジウムの開会となります。今回は被害者学の発展とアジア地域の研究者の教育を促進することを目標に、「被害者学と人間の安全」をテーマとして掲げています。

残念ながらアジア地域は、被害者学の分野においては世界に後れをとっています。1985年、国連で「犯罪および権力乱用の被害者のための正義に関する基本原則宣言」が採択されました。採択より4半世紀が経ち、

多くの西欧諸国で基本理念に則った法整備が行われてきましたが、多くの国々においては、原則に沿った形での立法措置に取り掛かっていないのが現状です。

日本もまた、長年のあいだ被害者に対する立場を変えることがありませんでしたが、政府はついに被害者の権利を認識し、2004年の12月、「被害者基本法」を成立させました。これは国が被害者の権利と利益を法によって認識した最初のケースでした。序文では、現在、誰もが被害者になる可能性が大いにあるため、





シンポジウムで講演をする岡村代表幹事(講演内容は別添参照)

犯罪被害者の立場に立った政策をつくるべきであり、被害者の権利と利益が保護される社会を創造するための一歩を進めるべきであると述べられています。それに加えて、被害者基本法第3条では、被害者は個人の尊厳を尊重される権利があり、ふさわしい処遇を得る権利を有すると謳われています。日本におきましても、シュテファン・ジェファーズの言った、「被害者の復活」という状況が到来しているのでしょうか。

私は被害者学が、人々がどのように人権と尊厳を守るかについての科学であると考えています。1975年に、初めて被害者学について書いた論文において、私はこの問題を扱いました。被害者学は被害者の権利の学問であると強調しました。しかしその当時、日本の犯罪学や被害者学の教授からの評価は極めて悪いものでした。当時、多くの学者たちは、犯罪被害者の権利を守ることより、被告人の利益を守ることを優先していました。被害者に対する社会の興味は薄く、私は、この国で被害者の権利に対して、注意が向けられることは決してないのではないかと思いました。1982年、東京と京都でシンポジウムが開催されたときも状況は同じでした。しかし、今回はすべてが違います。

わずかな変化を感じたのは今から約10年前のことでした。専門家たちが徐々に私の意見に同調するようになってきたのです。メディアも被害者への同情を口にし始めました。全体的な風土が変わってきたのです。

日本の被害者支援は、西欧諸国に比べ2、30年の遅れをとっています。しかし約10年前、たくさんの専門家たちが、地域社会を基盤とした被害者支援センターの設立へ身を投じていました。例えば、水戸被害者支援センター(現在の茨城被害者支援センター)は、1995年、諸澤英道、富田信穂、長井進、ジョン・ドゥーシッチらによって、初の民間組織として設立されました。

地方のイニシアティブに続き、今日では他の被害者支援センターが全国に設立されています。被害者自身が被害者支援の内容について疑問を抱き、被害者の会を組織するようになったのです。

被害者支援運動の歴史的発展としては、2000年1月

全国犯罪被害者の会(あすの会)が設立されました。そして、積極的に既存の法制度への働きかけを行っております。一般の日本国民も、被害者の苦しみに関して関心を抱くようになり、政府も被害者支援政策を見直すに至りました。あすの会は署名活動を行い、55万もの署名を日本各地から集め、政府に対して陳情を行い、2000年5月犯罪被害者保護法が制定されました。これにより、日本で初めて被害者が裁判を傍聴したり、裁判の記録を閲覧したりすることが可能となったのです。しかしながらそれは、被害者の権利というより、判事と検察官の裁量に任せられるところが多いという状況となっています。また、2000年11月には、ストーキング防止法、児童虐待防止法が、そして2001年4月には、DV保護法が相次いで制定されております。

さらに、人々の強力な後押しによって、いくつかの法律は改正されるに至っています。例えば、2001年12月、飲酒や薬物の影響を受けた運転手が交通事故を起こした際には、これまでよりも重い罰が処されることとなりました。また、2003年7月、レイプに対する最も重い処罰も法によって見直されました。これらの法改正をもたらしたすべての陳情活動は、被害者自身によって主導されたものです。これらの努力を背景として、2004年の犯罪被害者基本法が採択され、2005年4月より施行されました。日本において初めて、被害者の権利と利益が法によって認識されたのです。この法に基づいて、犯罪被害者基本計画が2005年12月に策定され、日本における被害者保護の法整備の改善にさらなる勢いが加えられました。

このように、日本における被害者運動は勢いを得て、改正に有利な動きがみられています。また、被害者自身が声を上げるようになり、マス・メディアが被害者を支援的に報道しています。日本の社会も被害者たちの声を支援し、政府もより積極的に、よい方向へと動き出しています。被害者のための支援運動が今後も各地でみられることを心から願っております。



タイのパチャラキティヤパー女王

国際被害者学会に参加して

幹事 岡崎 后生

去る8月23日～28日まで、日本では27年ぶりとなる「国際被害者学シンポジウム」が、タイ国の王妃を招いて茨城県水戸市の常磐大学で開催されました。その初日に行われた市民フォーラム、学会シンポジウム開会式に参加させていただきました。

開催地が私共の地元ということもあり、是非岡村代表幹事の講演を聴きたくて参加を決めていました。その後、常磐大学で勉強された方のお勧めを頂き、市民フォーラムに参加する事になりました。顧問弁護団の白井弁護士と会員の澤田さんご夫婦などによる、第一部「知っていますか？ 刑事裁判へのかかわり方」に引き続き行われた、第二部「さまざまな被害者の声」で息子の事件に関して話をさせていただきました。岡村代表幹事や高橋弁護士など、沢山の「あすの会」の

皆様の前で事件のことを話すのは初めてであり、やはりいつもより緊張をしました。

今回、岡村代表幹事の講演を初めてお聴きすることができました。不幸にして犯罪被害者となった法律の専門家が、法律の不備に直面し、被害者として自ら声を上げ訴えてこなければならなかった過酷な日本の状況などを話されました。そして諸外国から参加の方々に対して、「犯罪被害者対策に関し、被害者に負担を強いるような日本の真似を決してしないでください」と話をされました。とても迫力があり、尚且つやさしさがしみじみと伝わってくる講演でした。

その後に行われた、レセプションパーティでは全国の被害者団体の方々との旧交を温めることができ、貴重な体験をさせて頂くと共に充実した一日でした。

公訴時効の廃止について ～千葉法相に要望書提出～

弁護士 河野 敬（顧問弁護団）

公訴時効の制度は、一定の時間が経過すると国家が加害者を起訴することができなくなるというものであり、いわば、国が加害者に対して、もう刑事責任は問わないというお墨付きを与える制度です。これは、被害者にとってはとても耐えられないものであることは言うまでもありませんが、一般の国民の正義感にも著しく反する制度です。そこで、当会もこの制度を廃止すべく活動してきましたが、今年になって、法務省を中心に公訴時効の廃止に関する議論が活発に行われるようになり、7月17日、法務省は、それまでの検討の成果として「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について～制度見直しの方向性」と題する報告書を公開しました。この報告書の内容は、法務省のホームページに掲載されているとおりですので、ここでは触れませんが、従来に比して被害者の立場を考慮したものとなっており、基本的な方向性として評価すべきものと言えます。ただ、次の点が不足だと思われまます。そこで、当会としては、これらの点も含め、公訴時効の廃止を更に働き掛けていく必要があります。

1つ目は、時効を廃止すべき対象となる犯罪の点です。生命侵害に至らなくても重篤な後遺障害を残す傷害罪の場合も時効を廃止すべき点です。

2つ目は、廃止の対象とされた犯罪については、少なくとも現在公訴時効期間が完了していないものについては、すべて公訴時効の廃止が適用されるべき点です。

ところで、平成21年9月、鳩山内閣が誕生し、千葉景子参議院議員が新法務大臣に就任されました。そこで、当会は、10月2日、岡村代表幹事を含め合計9名で新法務大臣と面談し、要望書を手渡して公訴時効の廃止を推進されるよう要望し、また、加藤公一法務副大臣にも挨拶し、公訴時効の廃止の推進を要望いたしました。

時効は、日々進行するものであり、時の経過とともに時効が完成してしまいます。従って、この問題は時間との戦いでもありますので、一日も早く制度の改正を行うことが重要であり、当会としても、喫緊の課題として、強力に取り進めたいと考えています。

平成21年10月2日

法務大臣 千葉景子 殿

全国犯罪被害者の会（あすの会）
代表幹事 岡村 勲

公訴時効廃止の要望書

当会はかねてから凶悪犯罪の公訴時効の廃止及びその遡及適用について建議してまいりましたが、貴省は、本年7月15日、凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について、次のような制度見直しの方向性を公表されました。

- ① 人の生命という重要な個人的法益を奪った殺人罪などの重大な生命犯について、その中で特に法定刑の重い公訴時効を廃止し、それ以外の罪についても公訴時効の期間を延長する方向で見直すのが相当である。もともと、廃止・延長の対象犯罪の範囲、延長する場合の具体的な年数などの方策の詳細や、廃止する場合に捜査を行うにつき時間的制限があることにより生ずる問題への対応等については更に検討を要する。
- ② 刑の時効についても公訴時効の見直しの内容に整合するよう見直すことが相当である。
- ③ 上記の見直し策を現に時効が進行中の事件に適用することは憲法上許されるのではないかと考えられるが、その可否を含め、更に慎重に検討する必要がある。

この方向性は、人を死亡させた罪及び生命侵奪に勝るとも劣らない重篤な障害を残す傷害罪を公訴時効の廃止対象としていない部分を除いて、当会の主張とも一致し、高く評価しているところでございます。

ただ、平成16年の刑事訴訟法の改正が、死刑に当たる罪については、15年が25年に、無期の懲役・禁固に当たる罪については、10年が15年に、長期15年以上の懲役に当たる罪に付いては、7年が10年に、それぞれ時効期間が延長されましたが、付則3条2項により、現に時効が進行中の事件については、遡及適用されないこととなったため、改正前の犯罪被害者等で、近く公訴時効期間が満了する者は、懸賞金を懸け、ピラ配りするなどして犯人の発見に努めるなど、その焦りは極限に達しております。

この点について、貴省のヒアリングの供述では触れませんでしたでしたが、上記附則も改正して頂き、現に時効が進行中の事件について、同法の遡及適用を認めて頂きたいと思えます。さらに、重大事件について時効の廃止を求める今回の法改正でも、遡及適用を認める附則を設けて頂き、進行中の重大事件について、時効が廃止されるよう配慮して頂きたいと思えます。なお、公訴時効の遡及適用は前述の貴省の見解でも触れられていますとおり、憲法に違反するものでないことは明らかですので、この点、付言いたします。

犯罪被害者等の苦しみ、怒りに、時効はありません。被害者が苦しみ続けているとき、加害者が青天白日の身になって往来を闊歩し、家族を持って平和な生活を送ることを考えるだけで、被害者は悔しさが噴き上げてまいります。

公訴時効は逃げ得を許す反倫理的で正義にも反する制度で、被害者は勿論、国民もこれを是認しておりません。凶悪犯罪に対する公訴時効の遡及的撤廃を実現し、1日も早くその焦燥から解放して頂きたくお願い申し上げます。

司法制度は、国民の文化に根ざすもので、政治情勢の変化によって左右されるべきでないことは、申すまでもございませぬ。早急に立法化されるよう、要望する次第でございます。

以上

千葉法務大臣が23日の閣議後の記者会見で、殺人などの重大事件の公訴時効見直し策を28日の法制審議会の総会で諮問することを表明しました。あすの会では岡村代表幹事がコメントを発表しました。

2009年10月23日

公訴時効及び刑の時効の見直しを法制審議会に諮問することについてのコメント

全国犯罪被害者の会(あすの会)代表幹事 岡村 勲

本日、千葉法務大臣は、凶悪重大犯罪の公訴時効および刑の時効の見直しについて、次回法制審議会に諮問する旨を発表された。

公訴時効制度は、犯罪者の逃げ得を許し反倫理的であるのみならず、犯罪被害者の苦しみ、怒りに時効がないことを考えれば、極めて不公正な制度であると言わなければならない。

当会は、かねてから凶悪重大犯罪の公訴時効の廃止および遡及適用を強く希望してきたが、法務省も、本年7月15日、時効制度に見直しの方向性を発表していた。

本月2日には、当会会員9名が千葉法務大臣及び加藤法務副大臣を訪問して早期の立法を要望し、その後来年1月23日(この日は当会設立記念日にあたる)に時効期間が満了となる重篤な傷害を受けた林祐子、その夫良平、次男大樹が時効の遡及適用を求める切々とした手紙を大臣、副大臣に提出していた。

本日の大臣のご決断を心から歓迎する。

法制審議会が、公訴時効期間との秒読みに焦燥する犯罪被害者の心情に思いを致し、速やかに犯罪被害者の望む方向で答申をされ、1日も早い法改正が行われるよう切望する次第である。

以上

参考のため、林大樹の手紙を添付する。

(林大樹君の手紙)

平成21年10月10日

千葉景子法務大臣様

会員 林 大樹

先日はお忙しい中有り難うございました。

大臣と直接お話しができたあの時間は、言葉に表せないほど大切な時間となり、一生忘れることはないだろうと思います。正直なところ、時効成立まであと3ヶ月となった今、このまま母さんを刺した犯人は捕まらず、のびのびと残りの人生を楽しむのだろうと諦めかけて、事件のことはあまり考えないようにしていました。だけど大臣とお逢いした時、大臣はこんな僕にもちゃんと目を合わせて最後まで話を聞いてくださいました。その時、なんて誠実な人なのだろう、この人が法務大臣なら何とかして下さるのじゃないかと思いました。諦めかけていた心が一気に期待へと変わりました。

毎日犯人を憎み、たとえどんなに楽しいことがあっても必ず心のどこかには、もし事件がなければと考え、楽しむことができない自分がいます。そんな生活を死ぬまで送らねばなりません。しかし、加害者側の人間は全く反省もせず逃げて、時効が成立しさえすれば何事もなかったかのように残りの人生を楽しむのです。こんな正義に反する制度が存在して言い訳がありません。

僕が小学生の頃、父に連れられて東京の岡村先生の法律事務所に行き、その時初めて岡村先生と会いました。幼かった為、何をしに岡村先生のもとに向かったのかは分かりませんでしたが、父が先生に何かを必死にお願いしているのだけは分かりました。そしてその頃から「あすの会」の活動が始まったのです。全国から被害者や遺族の方々が同じ目標に向かって集まり、活動し始めたのです。

父も様々な活動をし、人形劇まで行ってきました。その甲斐あってか犯罪被害者等基本法ができました。また、平成16年の法改正で時効の期間が延びて、うれしいと思っていたのですが、父に聞いたら、過去の事件、つまり母さんの事件には適用されないとの事で悔しい気持ちになりました。来年の僕の誕生日が、母の事件の時効の日です。

明日にも時効が成立する被害者がいるはずですから。そのような人達の為にも一日でも早く時効を廃止してください。お願いします。(原文のまま)

基本計画の見直しを巡って ～文科省は基本計画を実施してほしい

弁護士・幹事 高橋 正人 (顧問弁護団)

平成17年12月、犯罪被害者等基本計画が策定された。これは、今まで、事件の最大の当事者でありながら被害者を刑事司法手続きの蚊帳の外に置いてきたことへの強い反省から生まれたものだ。基本計画は、その年の4月から始まった内閣府の犯罪被害者等基本計画検討会(全11回)での長い真剣な議論を経てできあがったもので、あすの会代表幹事の岡村弁護士も委員として毎回出席し、顧問弁護団に所属する弁護士も全回、随行として関与した。さらに、各会議の前には最低2回、顧問弁護団が岡村綜合法律事務所に集まって弁護団会議を開き、岡村弁護士が会議で発言する意見書を、毎回6時間以上かけて討論し、起案した。

こうして作られたのが基本計画で、そこには被害者の視点にたった258もの施策が定められている。もちろんその根底には「犯罪被害者等はすべてその尊厳が尊重され、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利がある」と定めた犯罪被害者等基本法が背景にある。

基本計画検討会が始まる前、内閣府の担当者であった神村参事官が、①被害者のためになる施策はすべて取り入れる②ただし公序良俗に反するものは取り入れない③会議はすべて公開する④省庁への根回しを一切しないという当時では考えられないような、極めて刺激的で進歩的な4つの方針を立てられた。そのため、有識者によるお墨付きの機関に過ぎない形だけの「審議会」とは異なり、議論は毎回、予定の審議時間(2時間半)を3時間も上回る大変に熱のこもったものとなった。当時の担当大臣であった自民党の村田代議士が「私がこの法案(基本法)を読んだとき、これはもう相当なことを書いてある、役所は覚悟してかからなければいけないと思った次第です。システムをちょっと縄延びしてという考え方ではなく、もう一度原点に立ってやはり考えなければいけない」と強調されるほどであった。

258ある施策のうち、既に実施されている重要な施策がある。例えば、被害者が直接裁判官や被告人に生の声を伝えていくための被害者参加制度、刑事の手続きの中で損害賠償を言い渡す損害賠償命令制度、支給額の最高額を自賠責保険並みに拡大した

犯給法の大改正、経済的に苦しい被害者でも国の費用で弁護士による支援をもらえる国選被害者参加弁護士制度、少年審判事件についても被害者の傍聴を許す制度、受刑者を仮釈放するにあたって被害者から事前に意見聴取しなければならないとする制度などだ。どれもこれも、被害者にとって、長年の念願であった施策ばかりである。これだけでも大変な前進であることは言うまでもない。

だが他方、残念なことだが、258の施策全体からみれば、実現した施策は、1割にも満たない。その多くは、未だ眠ったままだ。その最たるものが、文科省が行わなければならない施策である。たとえば文科省は、①学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進に努めなければならない(基本計画V・第5・1(3)・ア)、

②犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者のため、関係機関との連携し、学校内においても連携し、また、情報の提供や相談体制の充実を図っていかなければならない(同V・第4・1・(15)~(18))、

③犯罪被害者等である児童生徒が不登校になったり、問題を抱えるに至った場合、継続的な支援や対応を促進しなければならない(同V・第4・1・(35)(36))、

④文科省において、児童生徒が犯罪被害に遭ったとき、学校の教職員が適格に対応できるよう、教職員の指導力の向上に努めなければならない(同V・第5・(15)・ア)、

とあるが、どれも今までと対応が変わっておらず、前進が見られないというのが実情だ。たとえば中学校の模擬裁判一つとっても、えん罪防止のための加害者の人権をテーマにすることは良くあるが、被害者参加裁判などをやって被害者の人権の大切さを訴えたものは、ほとんど聞いたことがない。加害者の人権ばかりに目を向けてきた今までの教育のバランスの悪さを是正することから、文科省は、まずは始めたらどうだろうか。

今年は、基本計画の5年後見直しの時期だ。ぜひともこれらの施策のうち、対応の十分ではないものを甦生させて欲しい。そのためであれば、あすの会は喜んで協力したい。

活動報告 2009年5月～2009年10月

2009年5月

- 26日 林幹事が、大阪府警察学校専科教養部において「犯罪被害当事者から見た被害者支援」について講演を行った。
- 27日 宮園幹事が内閣府の依頼により犯罪被害者等施策主管課室長会議において「犯罪被害者の現状と地方公共団体の支援について」講演をした。
- 30日 守屋幹事と小林弁護士が性犯罪被害者からの第3回聞き取り調査を行った。
- 31日 後藤弁護士と林幹事がひょうご被害者支援センター主催のシンポジウム「被害者参加制度について考える」にパネラーとして参加した。

2009年6月

- 3日 公明党法務部会の公訴時効に関する第2回ヒヤリングに高橋(正)幹事が出席し意見を述べた。
- 4日 岡村代表幹事は法務総合研究所の依頼により検事専門研修にて「犯罪被害者が検察官に望むこと」を演題に検察官40名を対象に講演をした。
- 5日 第51回全国矯正展に出展し広報活動をした。
- 8日 岡村代表幹事は警察大学校特別捜査幹部研修所の依頼により特捜研第48期生に対して「犯罪被害者のための新しい刑事司法」の講義をした。
- 25日 内村・高橋(正)幹事、河野・大澤弁護士が自民党司法制度調査会「公訴時効のあり方に関する勉強会」第2回会合に出席した。

2009年7月

- 3日 岡村代表幹事は最高検察庁の依頼により検察官を対象に「始まった被害者参加制度」について講演した。
- 5日 内村幹事が千葉駅にて犯人逮捕に繋がる情報の提供を求めてピラ配りをした。
- 7日 林幹事が手塚山大学内にて講演をした。
- 17日 法務省は勉強会最終報告として「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について ～制度の見直しの方向性～」を発表した。それについて、岡村代表幹事は評価しつつ、さらなる法改正を切望するコメントを発表した。
- 21日 松村副代表幹事と高橋(正)幹事が内閣府犯罪被害者等施策推進専門会議に出席した。①犯罪被害者等施策の進捗状況について②被害者参加制度の運用状況等について③犯罪被害給付制度の運用状況等について④凶悪重大犯罪の公訴時効の在り方の検討状況について担当の省庁に質問した。

26日 林幹事が三重県民人権講座において「犯罪被害者の現状と必要な支援」について講演した。

28日 林幹事が京都教育大学附属高校から依頼を受けて講演をした。

2009年8月

- 3日 岡村代表幹事は第1回裁判員裁判を傍聴した。あす～6日の会の会員、法律事務所の弁護士、職員など大勢が地裁に並んで傍聴券の入手に協力した。
- 8日 林幹事が大阪にて犯人逮捕に繋がる情報の提供を求めてピラ配りをした。
- 10日 林幹事が奈良弁護士会被害者支援委員会から依頼を受け講演をした。
- 20日 林幹事が大阪府より依頼を受け大阪府職員研修「人権問題基本研修」にて講師を務めた。
- 23日 岡村代表幹事は第13回国際被害者学シンポジウムにて基調講演を依頼され「犯罪被害者の権利と被害回復制度を求めての運動と成果」と題し日本の犯罪被害者は自ら立ちあがり運動した事を話した。参画プロジェクトでは白井副代表幹事と高橋幹事が企画に協力し、あすの会の会員がゲストパネリストとして参加した。
- 27日 坂口会員が豊ヶ岡学園「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫として40名の少年及び職員を対象に講演をした。

2009年9月

- 1日 林幹事が天台宗兵庫教区より依頼を受け「教師教学研修」にて講師を務めた。
- 28日 林幹事が日本精神科看護技術協会より依頼を受け司法精神看護研修会で講師を務め、「被害者の権利」について話した。
- 29日 松村副代表幹事、高橋(正)幹事他会員・顧問弁護士が内閣府犯罪被害者等施策推進室による犯罪被害者等基本計画の見直しに向けた、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体を対象とした要望聴取会に出席した。新たな項目を追加するのではなく(ただし、刑事確定記録を除く)、これらの施策を総点検し、実施が不十分な箇所について、完全な実施を強く求めた。
- 30日 林幹事が堺女性大学にて講師を務めた。

2009年10月

- 1日 林幹事が貝塚市人権政策課の依頼を受け市民セミナーにおいて「犯罪被害者の人権」について講演した。
- 2日 岡村代表幹事他会員・顧問弁護士(計9人)が千葉景

- 子法務大臣を訪問し、公訴時効の廃止を要望した。
- 22日 林幹事・林友平会員が東淀川区人権啓発推進協議会の依頼を受け講演した。
- 23日 千葉法務大臣が重大事件の公訴時効見直し案を法制審議会の総会で諮問することを表明したのに対し岡村代表幹事はこの決断を評価し「法制審議会が公訴

- 時効期間との秒読みに焦燥する犯罪被害者の心情に思いを致し、速やかに犯罪被害者の望む方向で答申をされ1日も早い法改正を切望する」とコメントを発表した。
- 27日 松村副代表幹事は内閣府・長野県から依頼を受け、犯罪被害者支援ボランティア活動推進講演会にて「犯罪被害者の現状と必要な支援」について講演した。

幹事会、関東・関西・九州集会、弁護士会議報告

幹事会報告 第86回(平成21年7月)、第87回(平成21年9月)

第86回 平成21年7月12日(日) 出席者17名(含委任状)

大きな議題は、来年の10周年記念大会の内容であった。特にあすの会の10年の歩みを記録化するだけでなく、今後の活動についてのシンポジウムに重点を置いた大会にすることになった。7月21日に行われる内閣府施策推進会議について、会としての質問項目と要望項目を検討した。その他各地の活動報告、8月3日の被害者が参加する初の裁判員裁判と8月に開かれる国際被害者学シンポジウムについての対応を協議した。

第87回 平成21年9月13日(日) 出席者17名(含委任状)

10周年記念大会の内容について検討され、来賓祝辞、人形劇、DVD(あすの会の歩み)、シンポジウム、総会が大枠として決定された。9月29日に予定されている「犯罪被害者等基本計画」見直しのヒヤリングでは、新たな大きい項目を追加要求はしないで、258項目を完全実施することを要望することにした。新政権になったので、新法務大臣への公訴時効廃止の要望書を提出することにした。(財)犯罪被害救援基金について議論され、支給該当者には申請手続きを勤めることになった。NHK「たった一人の反乱」に岡村代表が取り上げられ、12月に放映されると連絡があった。

関東集会報告 第84回(平成21年6月)～第87回(平成21年10月)

第84回 平成21年6月20日(土) 出席者27名(会員18名)

国民が司法に参加する裁判員制度と、改正検察審査会法が5月21日にスタートしました。検察審査会はあまり知られていませんが、国民から選ばれた11人の審査員が検察の判断に対し、意見を言える制度です。今回この制度が強化され、裁判員制度と共に、国民の意見がより多く司法に生かされるようになったと思います。

会員では初めて裁判参加をした方が、質問の仕方や何を求めて裁判参加するのか、何を知りたいのかなど弁護士と十分な打ち合わせをして、裁判に臨んだことを話されました。被害者の気持ちがどのように反映されたか納得のいく判決を期待します。

第13回国際被害者学シンポジウムについてのお知らせがありました。あすの会顧問の諸澤英道氏が、シンポジウムの組織委員会の委員長を務められています。世界の被害者の現状を知り、日本で問いかける良い機会です。是非参加したいと思います。

第85回 平成21年7月18日(土) 出席者19名(会員17名)

空梅雨との予報通りしのぎやすい天候のなか、今集会では「裁判員制度」と「被害者参加制度」について中心に話

し合いました。

「被害者参加制度」を実際に利用した会員から体験報告を聞き、裁判がすでに終わり利用することができない会員も安堵し、あすの会の活動の偉大さを実感する事ができました。

8月23日に開催される国際被害者学シンポジウム(於水戸・常盤大学)の要綱が発表され、あすの会も様々な形で参加することになりました。

公訴時効廃止について、法務省勉強会での検討結果が発表され、「国民の正義観念が変化し、国家の刑罰権に期限を設けることは適当でない」とされました。また、法律改正前に発生し現在も時効が進行中の事件に関しても遡って時効廃止を適用する「遡及適用」も、憲法上許されるが、なお慎重に検討するとされました。未解決事件の被害者にとっては、大きな前進だと思われました。

第86回 平成21年9月19日(土) 出席者21名(会員17名)

8月23～28日に開催された国際被害者学シンポジウムの参画プログラムで高橋弁護士がコーディネーターを務められました。その中で被害者参加制度の考察が深められ、裁判員制度下での運用状況についての報告が行われました。世界54カ国からの参加者は、日本の新たな司法制度に

についてどのような感想を持たれたか興味を持たれます。同学会学生論文コンクールでは、3年前から会のボランティアをしてくださっている上智大学大学院生の滝口涼子さんの論文「日本における犯罪被害者遺族の被害者運動参加」が見事一位に入賞しました。ご本人に内容を発表報告していただきました。あすの会のことが外部に発信され私たちもこの受賞に心からお祝いいたします。

高橋弁護士のほか、顧問弁護団の白井先生、酒井先生、松畑先生が出席してくださり、(財)犯罪被害者支援基金による「犯罪被害者等に対する支援金支給事業」について説明していただき、新たな事業の内容を知ることができました。

第87回 平成21年10月17日(土)出席者22名(会員17名)
会員の近況報告から始まりました。加害者の両親の謝罪

の気持ちを知りたいので民事裁判を起こす準備をしている方、未解決事件のため毎月一回来の捜査状況の報告を聞きに警察に行っているが、今回当初からの担当刑事が転勤と知り、解決するまで担当してほしいと訴える方、県警支援対策室の依頼を受け、高等学校等で被害者の人権について講演を続けている方、区に犯罪被害者のための条例を設けるべく奔走している方等の話がありました。皆それぞれが出来うる活動を必死になさっている姿が浮かんできました。

9月29日に犯罪被害者等基本計画見直しのヒヤリングがあり幹事会員が参加しましたが、新たな項目は追加せず258の施策の実施を強く求めたことと、10月2日には千葉景子法務大臣へ時効廃止の要望書を直接手渡したことが報告されました。時効という壁を取り除き、被害者の苦しみ、焦りを少しでも救ってくださることを切望いたします。

関東集会 次回以降のお知らせ

日時：12月19日(土) 13:00~16:50 場所：事務局までお問い合わせください。 TEL 03-5319-1773 会費：500円

関西集会報告 第96回(平成21年6月)~第99回(平成21年10月)

第96回 平成21年6月7日(日)出席者24名(会員13名)

法務省の「時効制度」に関する意見公募締切が当月11日と迫っている為、撤廃の意見提出を未提出の方をお願いしました。

大阪府と府警・警察庁の犯罪被害者支援の「事業」及び「モデル事業」に関し、大阪府議会の議事録の紹介を含め、林幹事から説明がありました。

大阪市民局の担当者が来られ、犯罪被害者週間での取組について意見交換をしました。クライシス劇団による、「人形劇」公演が決まっています。

マスコミの方から神戸地裁管轄での被害者参加裁判の様子を伺いました。まだ事例が少なく、姫路支部で二件(交通事故と船舶事故)があったとのこと。9日には、殺人事件の裁判があり、ご息女を殺害された父上に参加されるそうです。関西集会の運営に関して、広報や企画の観点から、少し組織建てた活動ができないかとの提案がされ、運営委員会(名称未決)を作る事を確認しました。関西集会はあと数回で百回を迎えるにあたり、記念集会を考えていくことを確認しました。

第97回 平成21年7月5日(日)出席者24名(会員16名)

林幹事より幹事会報告があり、第13回国際被害者学シンポジウムの内容と、出席者を募っている旨の連絡がありました。被害者参加制度の解説資料を読み、やっと勝ち取った制度を形だけにならぬよう使いこなすにはどうすればいいのか、また、今後どのように運用されていくのかをチェックするためにも裁判の傍聴支援を積極的に行っていこうと話しました。

大阪府警察本部を表敬訪問する際、被害者対策官に提出するあすの会からの要望書の内容を会員全員で精査しました。

関西集会100回記念として、大阪市主催、大阪府協賛で平成21年11月28日(土)に人形劇を中心とした啓発活動を行うことになりました。関西あすの会会員と会員家族が書いた手記が平成21年度版犯罪被害者白書の被害者手記に掲載されるなど、喜ばしいニュースもありました。今後も市民一人一人に被害者の立場と気持ちを理解してもらるように活動していくことにしました。

第98回 平成21年9月6日(日)出席者17名(会員12名)

民主党政権が誕生し、被害者施策はどうなるのか不安の中で関西集会は始まりました。内閣府・要望聴取会の参加団体募集についての対応、大阪府警表敬訪問の報告、国際被害者学シンポの報告等を話しました。土師会員の撮影ビデオにて第13回国際被害者学シンポジウムでの岡村代表の記念講演を見ました。関西「運営委員会」設置については、具体的な組織や人選は、もう少し時間をかけて決めることにしました。

高橋顧問弁護士が参加してくださり、議題全般にわたり解説・報告をうけました。被害者施策について、基本計画の内、まだ240余が進んでいないので、新しい事を付け加えずに点検し実現にむけて声を出すことが重要とお話でした。被害者参加裁判の事例解説から今後の課題、時効撤廃についての動向(法務省・日弁連)の説明などとして頂き、よく理解でき有意義な会となりました。林幹事の懸賞金をかけたピラ配りを扱った新聞記事を紹介しながら、時効撤

廃にむけて声をあげ続ける事を確認しました。

第99回 平成21年10月4日(日)出席者17名(会員13名)

林幹事より、千葉新法相を表敬訪問し公訴時効廃止の要望書を提出したとの報告と内閣府の要望聴取会に提出したあすの会意見書の説明がありました。内閣府の犯罪被害者週間広報ポスターについて審査依頼を受け、選定しました。関西集会は、次回で百回を迎えるにあたり、これまでの活動と今後について話し合いました。百回記念集會として、「被

害者参加制度」がどのように運用されているか、法務関係者から講師を招き、お話を聴いてみては、との提案があり、実現に向けて関係各方面に働き掛ける事を確認しました。来年1月の、あすの会10周年記念大会までを区切りとし、あゆみを振り返って、関西版「あすに生きる」を再編集して発行する事を確認しました。

長崎の岡本会員・神戸の坂口会員を取り上げた、民放番組「償いのかたち」のビデオを見ました。廃にむけて声をあげ続ける事を確認しました。

関西集會 次回以降のお知らせ

日時：12月6日(日) 13:00~17:00 場所：クレオ大阪西 大阪市此花区西九条6-1-20 TEL 06-6460-7800 会費：1000円

九州集會報告 第40回(平成21年7月)、第41回(平成21年9月)

第40回 平成21年7月26日(日)出席者7名(会員4名)

幹事会報告と会員それぞれの近況報告など行いました。佐賀県の殺人事件では一番の判決後、被告側が控訴しましたが、数日後、被告人が拘置所で自殺未遂を計り植物人間状態となりました。入院、回復の可能性は無く、公判停止がすでに10年間続いています。このまま公判取下げとなれば、一審判決(無期懲役)も破棄されてしまうのが遺族には納得できません。一審判決で終了(公判棄却)とならないのか、法の不備を感じます。

鹿児島で飲酒ひき逃げと時効廃止の街頭署名運動に参加した会員からは、時効廃止についてはまだ一般の認識が低く、理解を得るのに苦勞されたとの報告がありました。

福岡高等検察庁に調査を依頼した、九州・沖縄8県の被害者参加裁判6ヶ月間の状況(参加の裁判回数・事件の罪名・参加内容等)について、検察庁の方より報告を頂き

ました。対象事件数の割には被害者参加の裁判が少なく、参加制度の周知と、理解を深める対策が必要と感じました。

第41回 平成21年9月27日(日)出席者8名(会員4名)

幹事会報告と会員各自の近況報告をしました。また、刑法39条の廃止についての議論や廃止運動が全く提起されないことに意見が出ました。

福岡県庁より講演依頼を受けた、県市町村の行政職員を対象とした、犯罪被害者等支援研修会の期日と会場(4会場)が決まり、各会場の講演担当者を決めました。

福岡高等検察庁と話し合い、あすの会の冊子「Q&A」を、九州内9ヶ所の地方検察庁に常駐する犯罪被害者支援員(支援室)に配置して、被害者に閲覧してもらうことにしました。参加制度及び損害賠償命令制度の理解と、制度を利用される方の手助けとなるよう九州集會での配本を決めました。

九州集會 次回以降のお知らせ

日時：11月22日(日) 13:00~17:00 場所：農民会館 福岡市中央区今泉1-13-19 TEL 092-761-6560 会費：1000円

弁護団会議 第60回(平成21年6月)、第61回(平成21年7月)

第60回 平成21年6月11日(木)

犯罪利用預金口座等にかかる被害回復分配金の残余金を、犯罪被害者のために活用する方法について案を出し、それらの利点と難点を検討しました。また、これまでの弁護団会議に引き続き、時効期間の延長及び時効制度の撤廃について議論をしました。最後に、被害者参加制度の現状及び課題について情報交換をしました。

(Vol.34,35における弁護団会議の報告の中で、回数のカウントを誤り、第49回犯罪利用預金口座等、同巻表被害回復分配金の残余金だが、今号にて訂正いたしました)

第61回 平成21年7月1日(水)

被害者参加制度を利用した初めての裁判から半年を迎えようとしています。各地での実例が集積されてきましたので、それらの資料を基に被害者参加制度の運用の現状や今後の課題等について意見を交換しました。また、これまでの弁護団会議に引き続き、時効期間の延長及び時効制度の撤廃について議論をしました。

第60回 平成21年6月11日(木)

会員の声

被害者参加制度を利用して

会員 澤田 美代子

社会に出て三年目、24歳の次男は銀行員として仕事も覚えこれからという平成20年11月10日の夜、面識のない19歳の少年に故意に軽トラックで後から撥ね飛ばされ殺害されてしまいました。父親への不満が募り「人を殺せば刑務所に入れる」との幼稚な発想からおよんだ凶行でした。

私たちは告別式の準備、事件の対応に追われて詳細を知ったのは一週間過ぎた頃でした。息子が高校から始めた少林寺拳法部の顧問の先生が心配され、弁護士を紹介してくださいました。少年審判での傍聴と審判廷で意見陳述ができることを知り、次男の死が信じられない状況の中でその準備に取り掛かりました。この悔しさ、悲しみ、息子の無念、それを自分の声と言葉で、犯人のいる審判廷で訴える事ができるのか不安になりながら、分厚い供述調書を10日足らずで必死に読みました。

私たちの怒り、苦しみを全く感じる様子がなく反省のない少年とその父親には絶望を感じましたが、裁判長の「刑事処分相当」の判決に唯一救われる思いでした。

逆送で刑事裁判が開かれることになり、弁護士、検事

から被害者参加制度の詳しい説明を受けました。法廷で検察官のそばに座り自分達が直接、被告人に質問や論告求刑ができることを知りました。打合せを重ねる度に「やれることはすべてやって息子の無念を少しでも晴らしてやらなければ」という思いが募り、弁護士お二方の指導を受けながら、判決まで無我夢中で準備を続けました。

被告は裁判所が危惧したとおり法廷で暴れ退廷し出廷拒否を繰り返しましたが、奇跡的に10分間だけ夫と私が質問することができました。それによって「責任能力あり」の証明をできたのです。家族5人の意見陳述の際に被告が不在だったこと、論告求刑で検察官が先に求刑までしたことは残念ですし判決結果に納得できません。しかし、この制度を利用したことで気持ちを訴えられ、息子を思い続けてくれる方々に心情が伝わり息子の供養ができたと思っています。制度ができる前の被害者は怒り苦しみを抱いたまま置き去りにされたのですから、この制度を作るために活動された方々特にあすの会の活動に感謝すると共に、この制度が更に充実し被害者が少しでも救われることを願っています。

ボランティアの声

世界被害者学会 学生論文コンクール優勝の喜び

ボランティア 滝口涼子（上智大学大学院）

私は、指導教授の伊藤富士江先生を通じて、約3年前にあすの会の活動を知りました。その後、ボランティアとして会に関わる中で、犯罪被害の問題を学ぶとともに、会員の皆様の前向きな姿に心を動かされてきました。犯罪被害と皆様の活動についてより深く理解したいと思い、一昨年、関東集会でインタビュー調査をご依頼し、12名の皆様から貴重なお話をうかがいました。その結果を「日本における犯罪被害者遺族の被害者運動参加(Participation in the Crime Victims' Movement by Family Members of Homicide and Manslaughter Victims in Japan)」というテーマで、本年、世界被害者学会の学

生英語論文コンクールに応募したところ、おかげさまで1位の賞をいただくことができました。

論文では、これまで研究されることの少なかった被害者運動への参加過程に着目し、ご遺族の皆様の語りをもとに、事件にまつわる思いと、運動への参加動機、その過程を調査・分析しました。

このような研究が評価されたことで、あらためてあすの会の皆様の声をもつパワーを実感しました。今後も、犯罪被害の問題を多くの人々に理解してもらえよう、研究に励みたいと思っております。

全国犯罪被害者の会(あすの会) 10周年記念大会のお知らせ

全国犯罪被害者の会(あすの会)は、2000年1月23日に発会して、来年1月23日はちょうど10年目になります。これを記念して下記の通り大会を開催いたします。

日 時： 2010年1月23日(土) 午後1時開会(午前12時半受付開始)

場 所： 日比谷三井ビル8階大講堂

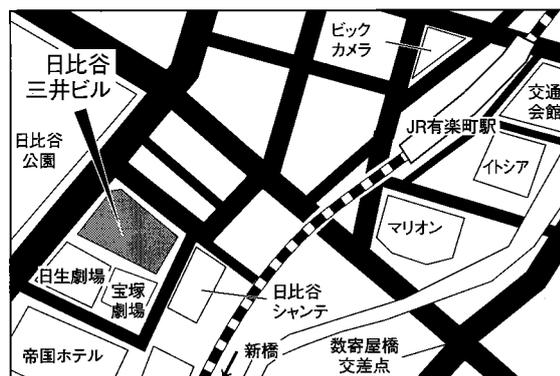
首 題： 「あすの会」10年の歩みと今後の方針

内容は、来賓ご挨拶、人形劇、10年の活動の足跡、シンポジウム、総会を予定しております。総会後会員交流の懇親会を企画しています。ひとりでも多くの方のご来場を期待しています。

交通機関のご案内

地下鉄千代田線/日比谷線「日比谷駅」A12出口より徒歩3分

JR山手線/京浜東北線「有楽町駅」日比谷口より徒歩5分



ニュース短信

12月15日、NHK総合テレビ『たったひとりの反乱』で「あすの会」が取り上げられます

NHK総合テレビ『たったひとりの反乱』に「(仮)全国犯罪被害者の会編」としてあすの会がとりあげられることになりました。現在岡村代表幹事を中心に取材が進んでいます。12月15日(火)22:00~22:49放送予定です。ご期待ください。

新刊書籍のご案内

「日本の治安」

著者：後藤 啓二

発行：新潮社(新潮新書) 発行日：2009年7月17日 価格：714円(税別)

国民の「犯罪にあわない権利」を守るためには、これまでの加害者の権利・自由を過度に尊重していた制度を改善し、警察の活動を国民が犯罪被害にあうことを防止するための活動にシフトしていくことが求められます。本書では、筆者の23年間の警察庁勤務の経験に基づき、最近の犯罪多発・凶悪化の現状と原因を分析を踏まえつつ、今、治安に求められていることは何かについて、わかりやすく紹介されています。

「犯罪被害者のための新しい刑事司法 改訂版」

監修：岡村 勲 著者：守屋典子/高橋正人/京野哲也

発行：明石書店 発行日：2009年11月20日 価格：3,000円(税別)

被害者参加制度・損害賠償命令制度・被害者参加弁護士制度・犯給法について、多角的な視点で取り上げ、2007年に発行された書籍の第2版です。実際の被害者参加制度の実例も紹介されています。施行された新しい法律について知識を深めるためだけでなく、犯罪被害者の置かれた立場を考える上で参考になる一冊です。

報道おぼえがき — 平成21年(2009年)5月～10月

2009年 5月	23日	昨年12月～今年1月に東大阪・松原両市で起きたタクシー強盗殺人事件で、37歳元警備員の男を逮捕、靴の血痕が被害者の血液と一致
	25日	横浜地裁川崎支部・08年アパート大家刺殺事件の70歳の被告に懲役22年の判決
	同日	東京高裁・03年の塗装店経営者傷害致死事件の差し戻し控訴審で、被告の男に対し、精神鑑定は「信用できぬ」として2年6ヶ月の実刑判決、最高裁と異なる判断
	29日	名古屋地裁・元時津風親方に懲役6年の判決、弟子死亡の暴行指示を認定
	同日	神戸地裁・04年の2家族7人殺害事件、被告の責任能力を認め、死刑判決

6月	1日	法務省：性犯罪仮釈放者の行動を、GPSを使って把握する仕組みの検討を開始
	同日	横浜・都筑区、18歳少年が信号を無視して乗用車2台衝突、看護師3人が巻き添えで死亡
	4日	東京地裁・08年3月の家族5人殺傷事件の43歳被告に懲役25年の判決、責任能力を認定
	同日	1990年の足利事件で無期懲役の服役中だった受刑者を釈放、検察は再審で無罪論告へ
	5日	最高裁：93年の埼玉愛犬家殺人の2被告死刑確定へ
	9日	最高裁：03年の群馬パチンコ店強盗殺人事件で、32歳の被告の死刑確定
	11日	水戸地裁・08年の祖父母強盗殺人事件で、25歳の孫に無期懲役の判決
	同日	盛岡地裁・宝くじ当選女性殺害事件で、被告の元新聞配達員に懲役15年の判決
	14日	東京・杉並区、中央線荻窪駅で男性を転落させ大けがをさせた18歳少年を逮捕
	16日	東京高裁・08年の古い女性傷害控訴審で、被告の控訴を棄却（一番では、懲役2年2ヶ月の実刑）
	同日	横浜地裁小田原支部・08年の高齢者3人殴打死傷事件で、元ボクサーの被告に無期懲役の判決
	17日	岡山地裁・08年岡山駅ホーム突き落とし殺害事件で、逆送された19歳少年に懲役5～10年の不定期刑判決
	22日	東京地裁・08年秋葉原無差別殺傷事件、加藤智大被告の公判前整理手続きを開始
27日	94年の松本サリン事件から15年、現場で遺族ら献花	

7月	4日	最高裁：広島市・安芸区、小学生女子殺害のペルー国籍ヤギ被告、高裁判決見直ししか
	8日	島根・出雲市、中学2年生次男が父親を刺殺
	9日	兵庫・尼崎市、福知山線事故、JR社長業務上過失致死傷罪で在宅起訴
	10日	東京・練馬区、08年12月両親にゴミ箱に閉じこめられて2歳男児窒息死。監禁致死容疑で両親再逮捕
	13日	東京地裁・07年東京杉並での二人刺殺の強盗殺人犯に無期懲役
	15日	法務省：死刑に当たるなど特に重い罪については公訴時効を廃止、それ以外は時効期間の延長を延長する方向で見直すべきとする同省の勉強会の最終報告を発表
	18日	最高裁：オウム元幹部早川被告死刑確定。上告棄却、事件に積極関与
	22日	和歌山・毒カレー事件、林死刑囚再審請求
	24日	千葉・花見川区、千葉女性殺害犯人逃亡先的那覇で逮捕。連れ去られた次女は無事保護
	同日	静岡地裁・22歳強盗殺人犯、懲役30年
31日	横浜地裁・タクシー強盗米兵に無期懲役の判決、被告は控訴せず	

8月	4日	佐賀県警・04年に殺害された長男の殺人容疑で59歳の父を逮捕
	6日	【初の裁判員裁判】東京地裁・足立路上殺人事件の被告に判決。求刑懲役16年に対し、懲役15年
	13日	埼玉地裁【裁判員裁判】、狭山市殺人未遂事件の35歳被告に懲役4年6月の判決
	21日	京都地裁・フリースクール虐待事件で、被告の女に懲役2年6ヶ月の実刑判決
	23日	水戸市常磐大学・国際被害者学シンポジウム開幕、国内開催は27年ぶり
	25日	東京・練馬区、口論の末、夫が妻を刺殺、42歳夫を現行犯逮捕
	同日	福岡県警の警官が飲酒運転、ひき逃げ容疑で逮捕。飲酒検知で基準値4倍超のアルコール

9月

- 1日 99年浜松女子高生ひき逃げ事件で、ブラジル代理処罰判決が確定。禁固4年
- 2日 前橋地裁・07年夫交際相手殺害事件で、被告の23歳女に懲役22年判決
- 4日 青森地裁【裁判員裁判】、性犯罪の22歳被告に求刑通り懲役15年の判決
- 8日 京都地裁・少女6人に乱暴した35歳の元教諭に懲役12年の判決
- 同日 神戸地裁【裁判員裁判】、父殺害未遂事件の40歳被告に、保護観察つき執行猶予の判決
- 9日 山口地裁【裁判員裁判】、寝たきり妻を刺殺しようとした介護殺人未遂事件で、夫に猶予判決
- 10日 東京高裁・江東女性殺害事件の控訴審で、星島被告に無期懲役の判決。遺族「納得できない」
(24日 高検上告せず、無期刑が確定)
- 同日 横浜地裁・08年藤沢市強盗殺人事件で43歳被告に無期懲役判決
- 同日 東京高裁・03年前橋スナック乱射事件で、2審も元暴力団幹部に死刑判決
- 14日 広島地裁・教え子にわいせつ行為を繰り返していた元小学校教諭に、懲役30年の判決
- 15日 最高裁・06年渋谷妹殺害の24歳被告、上告棄却で懲役12年確定
- 16日 和歌山地裁【裁判員裁判】、5月の強盗殺人事件で、裁判員裁判初の無期懲役判決
- 同日 東京高裁・04年土浦家族3人殺害事件で、一審の心神喪失判決を破棄、無期懲役の判決
- 18日 福岡地裁【裁判員裁判】、福岡久留米市の長男刺殺事件で、懲役6年の判決
- 同日 名古屋高裁・07年長久手警官射殺事件で、二審も無期懲役の判決
- 25日 旭川地裁・4歳長男を殺害した虐待母に、懲役7年の判決
- 29日 福岡高裁・07年長崎市長射殺事件で、一審死刑判決を破棄、無期懲役の判決。遺族はほう然

10月

- 1日 横浜地裁【裁判員裁判】、元交際相手刺殺被告に懲役19年の判決
- 2日 あすの会、千葉法務大臣に時効廃止要望書手渡す、法相は前向きな姿勢
- 同日 福島地裁【裁判員裁判】、いわき市殺人の暴力団組員に懲役17年の判決、裁判員の情報は異例の非公開、控訴せず刑確定
- 5日 さいたま地裁【裁判員裁判】、新座市パチンコ店放火犯に懲役9年の判決
- 9日 徳島地裁【裁判員裁判】、自宅に放火し母親を殺害した29歳男に、懲役11年の判決
- 13日 警察庁・性犯罪被害者の心の負担軽減のために、韓国で二次被害防止の効果をあげている「ワンストップ支援センター」を来年度から試験的導入
- 14日 高松高裁・07年坂出祖母孫殺害事件で、被告の責任能力認め控訴棄却、二審も死刑判決
- 15日 東京地裁支部・08年八王子駅ビル書店殺傷事件で、菅野被告の責任能力認め、無期懲役の判決
- 16日 警視庁・未解決殺人事件を捜査する特捜班を12月にも新設、最新科学捜査で解明目指す
- 同日 大分地裁【裁判員裁判】、知人刺殺の45歳男に懲役14年の判決、被害者参加制度による遺族参加で、裁判員は「自分に置き換えて考えた」「遺族が参加するか否かで印象がかなり違う」と感想
- 同日 横浜地裁【裁判員裁判】、元交際相手殺害の53歳被告に懲役19年の判決、控訴せず確定
- 同日 最高裁：広島女児殺害事件でのヤギ被告の審理差し戻し。「迅速審理」を掲げた裁判の長期化に、遺族は「裁判が今後も続くと思うとつらい」
- 21日 宇都宮地裁・足利事件の再審開始
- 同日 静岡地裁支部・08年12月浜松の少年殺害事件の当時18歳被告に無期懲役の判決
- 25日 東京・荒川区、41歳の男が父親を殴殺、殺人容疑で逮捕
- 27日 福岡・田原町、50歳女が夫にインスリンを多量注射、殺人容疑で逮捕
- 同日 東京地裁・杉並連続放火事件で、27歳被告の男に懲役12年の判決
- 同日 最高裁：06年大阪の集団リンチ殺人事件で、2被告の上告を棄却。無期懲役と懲役18年の判決確定

運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

ゆうちょ銀行
00170-6-100069 「あすの会」

三井住友銀行 丸の内支店
(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店
(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に
私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM 1：00～4：00

電話：03-5319-1773

編集後記

鳩山政権が誕生して早2ヶ月が過ぎました。政権交代で犯罪被害者等施策への影響があるのでしょうか。当会の長年の主張である時効廃止につき、法制審での審議が行われることになりました。我々の念願である現在進行中の事件だけでなく、過去の事件まで遡って時効廃止が適用されることを願ってやみません。さらには、警視庁に未解決事件専従の捜査班が設けられました。全国、全国の警察にも同様の組織が設置されることは、犯罪被害

者の悲願でもあり、逃げ得を許さない社会の形成は、広く国民の理解を得られる施策ではないでしょうか。

本年の犯罪被害者週間(11/25-12/1)には当会では大会は行いませんが、別掲にある通り、来年1月には10周年記念大会を開催いたします。これから事務局は準備に忙殺される時期に入ることになります。

ニュース・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしくお願い申し上げます。